

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則

○高齢者円滑人居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

則

(住宅課)

一

訓令

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

規則

高齢者円滑人居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十九日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第八十二号

高齢者円滑人居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

高齢者円滑人居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則(平成二十一年宮城県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

サービス付き高齢者向け住宅登録簿の閲覧に関する規則

第一条中「第九条」を「第十条」に、「高齢者円滑人居賃貸住宅登録簿」を「サービス付き高齢者向け住宅登録簿」に改める。

附則

この規則は、平成二十三年十月二十日から施行する。

訓令

○宮城県訓令第三十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十月十九日

宮城県知事 村井嘉浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一市町村課長の専決事項の項第一号を次のように改める。

一 地方自治法第二百八十六条第一項及び第二百九十一条の三第一項の規定による市町村の組合の規約の変更の許可

別表第一長寿社会政策課長の専決事項の項に次の一号を加える。

五 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第二十四条第一項の規定による登録事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問(高齢者生活支援サービスに係るものに限る。)

別表第一土木部長の住宅課に係る専決事項の項第七号中、「平成十三年法律第二十六号」を削り、

同号イ中「第十七条」を「第二十八条」に改め、同号ロ中「第二十四条」を「第三十五条」に改め、

同号ハ中「第二十六条」を「第三十七条」に改め、同号ニ中「第二十七条」を「第三十八条」に改め、

同号ホ中「第三十条」を削り、同号チ中「第六十二条」を「第五十八条」に改め、同号ヲを同号ホとし、

同号リ中「第七十二条」を「第六十八条」に改め、同号ヲを同号ハとし、同号又中「第七十三条」を

「第六十九条」に改め、同号又を同号トとし、同表住宅課長の専決事項の項第九号を次のように改める。

九 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する次のこと。

イ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録(第五条)

ロ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録の拒否(第八条)

ハ 登録事項の変更の登録(第九条)

ニ 登録事業者の地位の承継の登録(第十一条)

ホ 登録事業者の地位の抹消(第十三条)

ヘ 登録事業者等に対する報告の徴収、立入検査及び質問(長寿社会政策課長の専決事項に係るものを除く。)(第二十四条)

ト 登録事項の訂正等の指示(第二十五条)

チ 登録事業の登録の取消し(第二十六条)

リ 所在不明者等の登録の取消し(第二十七条)

- 又 指定登録機関の指定及びその変更の公示（第三十一条）
- ル 登録事務規程の認可及びその変更の認可並びにその変更の命令（第三十二条）
- ヲ 指定登録機関に対する報告の徴収、立入検査及び質問（第三十六条）
- ワ 知事による登録事務の実施及びその公示（第三十九条）
- カ 入居者に対する援助（第四十三条）
- キ 終身賃貸事業者の事業の認可（第五十四条）
- ク 認可事業者の事業の変更の認可（第五十六条）
- ケ 認可事業者に対する助言及び指導（第六十五条）
- コ 認可事業者からの報告の徴収（第六十六条）
- ク 認可事業者の地位の承継の承認（第六十七条）
- ネ 賃借人に対する援助（第七十二条）

附 則

この訓令は、平成二十三年十月二十日から施行する。ただし、別表第一市町村課長の専決事項の項第一号の改正規定は、同月十九日から施行する。